

## 「再生支援の総合的対策」について

経済産業省は、2024年の3月8日に民間ゼロゼロ融資の返済本格化に加え、信用保証協会の保証付き融資の増大や再生支援のニーズの高まりを踏まえ、中小企業支援をより一層強化すべく、金融庁・財務省と連携して「再生支援の総合的対策」を策定しました。対策内容を整理すると共に、現時点での金融機関の現場の反応、対応についてもお伝えします。

### ■ 再生支援の総合的対策の概要

大きく2つ、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化するという内容で、②については、下記の6つの対策が盛り込まれています。

- ①コロナ資金繰り支援
- ②-1. 信用保証協会による支援の強化
- ②-2. 中小企業活性化協議会による支援の強化
- ②-3. 再生ファンド（中小機構出資）による支援の強化
- ②-4. 民間金融機関による支援の強化
- ②-5. 政府系金融機関による支援の強化
- ②-6. 関係省庁の連携による支援の強化

上記①の「コロナ資金繰り支援」については、これまであった下記制度の期限を今年6月まで延長するというものです。

- (1) コロナセーフティネット保証4号
- (2) コロナ借換保証
- (3) 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付
- (4) 日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローン

②の6つの対策についてピックアップして以下にお伝えします。

### ■ ②-1. 信用保証協会による支援の強化

2024年6月に信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正を予定し、①金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。②経営改善支援の効果検証指標を設定し、目標・実績を協会別に公表。③中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。などがされる予定です。

また、4月より中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進が行われ、再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化がされます。3月からは条例制定の都道府県等へ要請も含め、求償権放棄の円滑化に取り組んでいます。

「求償権放棄」とは、信用保証協会による「債権放棄」を意味しますが、これまで都道府県の条例により求償権放棄の手続きのハードルが極めて高く信用保証協会による債権放棄を期待することが難しく、事業再生のボトルネックになっていましたが、今回の動きによってそのボトルネックが外れる期待があります。

#### 【連絡先】

たかしま行政書士事務所 045-642-5154

### ■ ②-2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

下記の点が挙げられています。注目は②の「協議会補佐人制度」の創設ですが、具体的には協議会で再生支援を行う弁護士等の下で、地域の専門家が「補佐人」として支援に参画できる制度を創設するというものです。詳細についてはまだ調査中ですので、またの機会にご案内できればと思います。

- ① 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
- ② 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
- ③ 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進【24年3月】

### ■ ②-4. 民間金融機関による支援の強化

これは「金融庁の監督指針の改正」の内容とも重なりますが、以下の通りです。2月にご案内した内容も併せてご確認ください。  
ただ、金融機関の現場でこれが強く意識されているかと言えば、今のところ、それは感じ取れません。したがって、受け身ではなく、積極的に企業側から働きかけることも重要です。

#### 1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、一歩先を見据えた対応を求める。【24年4月適用開始】
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」等の策定を促進。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

#### 2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘、金融機関・地方の
- ② 専門家・知見のある専門家の連携強化を目指すイベントを開催。【24年中】
- ③ REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

#### 3. 事業者のガバナンス向上支援

金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた事例等を取りまとめ、横展開を実施。【24年6月末】

### ■ ②-5. 政府系金融機関による支援の強化

前述の「コロナ資本性劣後ローン」の6月末までの延長の他、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画として「早期経営改善計画策定支援」を通じて策定した事業計画を活用できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進することです。現在、資本性劣後ローンの活用促進が進んでいるので、利用をご検討の会社はチャンスです。

弊社は事業再生支援、資本性劣後ローン活用による資金調達支援を得意としています。お気軽にお問い合わせください。